

「集会室」使用のご案内（一般）

2022.04.01現在

学園南地区自治連合会

> はじめに

このしおりは、自治の精神に基づいて学園南地区自治連合会に所属する各自治会の会員が、自治会活動等を通して「ふれあいを深め 支え合える まちづくり」の拠点施設として、運営ルールを定めています。

1) 使用基準と使用上の優先順位

集会室運営規則に基づき次の通りとします。

- ①緊急災害時の救護拠点
 - ②地区活動団体の総会・役員会・各種委員会等の会議
 - ③同上団体等の行事・会合・ボランティア活動
 - ④会員による各種活動及び一般講習会等(有料)
 - ⑤運営委員会の認めた会員個人の行事(有料)
- 尚、使用が重複した場合は、運営委員が協議のうえ決定します。

2) 使用時間帯

使用時間帯は、午前9時から午後9時までです。但し、運営委員会が緊急災害時等必要と認めた場合は、この限りではありません。

2) 各会合の使用時間区分は、原則として次の3区分とします。

- 使用区分 ①午前(午前9時～正午) ②午後(午後1時～午後5時)
③夜間(午後5時～午後9時)

3) 使用の申し込み

所属自治会長に申し込んでください。尚、使用許可の判断は運営委員が行います。

2) 申し込み時期は使用希望日の3ヶ月前から7日前まで受け付けいたします。緊急の場合はこの限りではありません。

4) 使用者の義務

許可事項以外の目的(政治目的や宗教活動等)に使用したり、又使用の権利を譲渡・転貸しをしないでください。

2) 現有の設備を変更しないでください。

3) 熱源となる電熱器やガス器具等の持ち込みをしないでください。

4) 備付の「チェックリスト」にて確認、施錠の上、鍵を運営委員へ返納してください。

5) 使用制限

年末年始(12月30日～1月5日の間)は集会室を閉鎖し、使用できません。

2) 使用認可を受けた者が、次の各号の何れかに該当の場合、使用拒否又は退出して頂きます。

- ①他人に迷惑や危害を及ぼし、又はその恐れのある者。
- ②他人の迷惑となる物品、又は動物(盲導犬を除く)を携行する者。
- ③その他、管理上必要な指示に従わない者。

6) 使用料

集会室の使用料は、次の通りです。(単位:円)

	①午前	②午後	③夜間	1日通し
会員	800	1,000	1,000	2,000
会員外	1,200	1,500	1,500	3,000

2) 使用料の低減措置として、年間6回以上使用する団体については、年間スケジュールと会員名簿の提出を条件に定額使用料の2分の1とします。(会員名簿は「自治会活動保険」対応用)

7) その他

集会室使用の上で不明な点は、自治会長さんにお問い合わせください。

以 上